

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000877号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100036号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年8月31日の標準賞与額を30万円、平成19年7月31日の標準賞与額を62万円、同年12月25日の標準賞与額を62万円、平成20年12月15日の標準賞与額を44万円、平成21年12月21日の標準賞与額を20万円、平成28年3月25日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

平成16年8月31日、平成19年7月31日、同年12月25日、平成20年12月15日、平成21年12月21日及び平成28年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月31日、平成19年7月31日、同年12月25日、平成20年12月15日及び平成21年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、平成28年3月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を87万円、同年12月25日の標準賞与額を80万円、平成20年12月15日の標準賞与額を45万円、平成28年3月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、同年12月25日、平成20年12月15日及び平成28年3月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月31日
② 平成19年7月31日
③ 平成19年12月25日
④ 平成20年12月15日
⑤ 平成21年12月21日

⑥ 平成 28 年 3 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までの期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥について、事業主から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成 16 年 8 月 31 日、平成 19 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 12 月 15 日、平成 21 年 12 月 21 日及び平成 28 年 3 月 25 日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 16 年 8 月 31 日、平成 19 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 12 月 15 日、平成 21 年 12 月 21 日及び平成 28 年 3 月 25 日に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 31 日は 30 万円、平成 19 年 7 月 31 日は 62 万円、同年 12 月 25 日は 62 万円、平成 20 年 12 月 15 日は 44 万円、平成 21 年 12 月 21 日は 20 万円、平成 28 年 3 月 25 日は 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 8 月 31 日、平成 19 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 12 月 15 日及び平成 21 年 12 月 21 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求者の請求期間⑥の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 3 月 25 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の平成 28 年 3 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②、③、④及び⑥について、事業主から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者

の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間②、③、④及び⑥の標準賞与額については、平成19年7月31日は87万円、同年12月25日は80万円、平成20年12月15日は45万円及び平成28年3月25日は150万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③、④及び⑥の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000878号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100037号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成6年5月25日から平成7年7月14日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年5月から同年10月までの標準報酬月額については30万円から53万円、同年11月から平成7年6月までの標準報酬月額については、30万円から59万円とする。

平成6年5月から平成7年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年7月14日から同年7月18日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年5月25日から平成7年7月14日まで
② 平成7年7月14日から平成9年5月1日まで

A社に勤務していた請求期間①に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている上、請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成6年5月から同年10月までは53万円、同年11月から平成7年6月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年7月14日より後の同年7月18日付けで、平成6年10月1日の定時決定の記録が取り消された上で、平成6年5月25日の資格取得時に遡って30万円とする減額処理が行われており、請求者のほかに事業主及び取締役についても、同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時の資料は保有しておらず、当時の状況について記憶がない旨回答していることから、請求者の請求期間①当時における報酬月額が、標準報酬月額30万円に相当する額であったことを確認することができない。

また、A社の取締役は、請求期間当時、同社の経営状況が悪く、給与の遅配があり、社会保険料の滞納があった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額について、平成7年7月18日付けで行われた減額処理は事実には即したものと考えることは難しく、平成6年5月25日に遡って減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成6年5月から同年10月までは53万円、同年11月から平成7年6月までは59万円）に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票によると、請求者が、平成7年11月30日まで継続してA社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月14日と記録されており、請求期間①に係る標準報酬月額の遡及減額処理が行われた同年7月18日付けで処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成7年7月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社に係る閉鎖登記簿謄本から、同社は請求期間②において法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年7月14日をもって適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年7月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

以上のことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該資格喪失処理が行われた平成7年7月18日に訂正することが必要である。

一方、請求期間②のうち、請求者について厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われた平成7年7月18日から平成9年5月1日までの期間については、雇用保険及び上記源泉徴収票によると、請求者は、当該期間のうち平成7年11月30日まで、A社に勤務していたことが認められるものの、事業主は請求期間当時の記憶がなく、資料等を保有していない旨回答しており、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した複数の元従業員に照会したが、請求者の厚生年金保険料の控除について回答を得ることができず、請求者も給与明細書を保有していないことから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票からは、平成7年7月以降の厚生年金保険料の控除について推認できない。

このほか、請求者の平成7年7月18日から平成9年5月1日までの期間における厚生年金

保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②のうち、平成7年7月18日から平成9年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。